

秋田市公立大学法人評価委員会説明資料
令和 7 年 7 月 8 日
秋田市企画財政部企画調整課

公立大学法人秋田公立美術大学の評価基本方針等の改正について

1 改正理由

地方独立行政法人法の一部改正（令和 5 年法律第 58 号）に伴い、年度計画および年度評価が廃止とされたため、本委員会では定める評価基本方針等から、年度計画等に関する事項を削るとともに、規定を整備するもの

2 改正又は廃止を要する方針等（一覧）

No.	方針等の名称	改廃
1	公立大学法人秋田公立美術大学の業務実績に係る評価基本方針	改正
2	公立大学法人秋田公立美術大学の各事業年度における業務の実績に関する評価基準	廃止
3	公立大学法人秋田公立美術大学の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価基準	改正
4	公立大学法人秋田公立美術大学の中期目標の期間における業務の実績に関する評価基準	改正

3 改廃要旨等

(1) 改正する方針等（2.No. 1、No. 3 および No. 4）

年度計画等に関する事項を削るとともに整備するもの

(2) 廃止する方針等（2.No. 2）

年度計画の廃止に伴い、基準を廃止するもの

(3) 施行期日および経過措置

ア 施行は、令和 7 年 7 月 8 日からとするもの

イ 改正後の評価基準方針等の規定は、公立大学法人秋田公立美術大学第 3 期中期目標の期間に係る業務の実績の評価について適用し、公立大学法人秋田公立美術大学第 2 期中期目標の期間に係る業務の実績の評価については、なお従前の例による。